

平成28年第2回定例会 市民厚生常任委員会審査記録

- 1 日 時 平成28年6月17日(金) 午前10時00分
- 2 場 所 市役所 第一委員会室
- 3 議 題 議第98号 村上市急患診療所運営委員会条例の一部を改正する条例制定について  
議第99号 荒川郷ごみ処理場解体工事の工事請負契約の締結について
- 4 出席委員(9名)

1番 板垣一徳君	2番 板垣千代子君
3番 小林重平君	4番 山田勉君
5番 竹内喜代嗣君	6番 長谷川孝君
7番 小杉和也君	8番 渡辺昌君
9番 尾形修平君	
- 5 欠席委員  
なし
- 6 委員外議員  
小杉武仁君 河村幸雄君 本間善和君  
稲葉久美子君 鈴木いせ子君 小田信人君  
大滝国吉君
- 7 地方自治法第105条による出席者  
議長 三田敏秋君
- 8 オブザーバーとして出席した者  
なし
- 9 説明のため出席した者

副市長	鈴木源左衛門君
税務課長	建部昌文君
同課収納対策室課長補佐	大滝豊君(室長)
市民課長	尾方貞一君
環境課長	中山明君
同課生活環境室課長補佐	長谷部俊一君(室長)
同課生活環境室副参事	菅原和英君
保健医療課長	菅原順子君
同課国保室課長補佐	信田和子君(室長)
同課国保室副参事	佐藤克也君
同課国保室係長	東敏之君
同課健康支援室課長補佐	佐藤るり子君(室長)

同課健康支援室係長	川崎 健一 君
介護高齢課長	富樫 孝平 君
同課介護保険室課長補佐	大滝 慈光 君 (室長)
同課高齢福祉係課長補佐	志田 淳一 君 (係長)
福祉課長	加藤 良成 君
福祉課参事	松田 明 君
同課福祉政策室課長補佐	木村 静子 君 (室長)
同課子育て支援室課長補佐	平山 祐子 君 (室長)

#### 10 議会事務局職員

局長	田邊 覚
書記	百武 美奈

(午前10時00分)

委員長 (尾形修平) 開会を宣する。

○当委員会の審査については、審査日程どおりに進むことに異議なく、そのように決定し、本日は市民厚生常任委員会所管分の案件を議題とする。

**日程第1** 議第98号 村上市急患診療所運営委員会条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長 (保健医療課長 菅原順子君) から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

(説明)

保健医療課長 それでは、村上市急患診療所運営委員会条例の一部を改正する条例制定についてよろしく願います。改正については、条例第3条第2項に村上市岩船郡薬剤師会会員を加えるものだ。委員発議により、委員構成について提案があったものだが、その理由については、急患診療所に常備する医薬品を検討するときの助言や、インフルエンザ等感染症の流行する時期に薬剤処方協力体制の整備を図るために追加するものだ。説明は以上だ。

(質疑)

小杉 和也 この急患診療所運営委員会というの、昨年度何回ぐらい開催されたのか。

保健医療課長 1回だ。

小杉 和也 そのときに、構成のメンバーが村上市岩船郡医師会会員の方と救急輪番制病院長と行政機関の職員ということで、旧の条例だけれども、この3つになっていると思うのだけれども、それぞれ何名ずつ出席したのか教えてくれ。

保健医療課長 医師会の会員の方は3名だった。救急輪番制病院の方は1名、あと行政の方は2名と

ということだ。

小杉 和也 そうすると、この旧条例だと 10 名以内というようなことでなっているよね。それで、この薬剤師会の会員を入れたときに、この旧の 10 名内以内で十分人数が足りているということでその人数の条項の改正がないのか、その辺のところどうか。

保健医療課長 現在の委員数は 9 名になっている。

小杉 和也 現在の条例か。

保健医療課長 いいえ、現在の委員の方は・・・現在というか、薬剤師さんを入れる前は 9 名だ、現在の委員数。

小杉 和也 そうすると、この薬剤師の方を 1 名だけ入れるというような理解でいいか。

保健医療課長 それでいい。

小杉 和也 では、この辺ほかの市町村の場合はどんなふうな構成になっているのか。村上市と同じような構成なのか。なぜこの時期に条例改正なのかというのが、市の単独の委員の発議というような説明があったけれども、村上市独自でこういう話が出てきたのか、ほかの市町村も同様にしているのか、その辺のところいかがか。

保健医療課長 他市の状況で薬剤師を入れたというのではなく、平成二十二、三年ごろに新型インフルエンザの騒動があったけれども、そのときに市内の薬剤師さんにかかなり協力していただいたということで、医師会の会員の方からぜひという意見が出たので、今回入れさせていただいた。

〔委員外議員〕

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第 98 号は、起立全員にて原案可決すべきものと決定した。

---

**日程第 2** 議第 99 号 荒川郷ごみ処理場解体工事の工事請負契約の締結についてを議題とし、担当課長（環境課長 中山 明君）から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

環境 課長 それでは、ご説明させていただく。荒川郷ごみ処理場解体工事の工事請負契約の締結について、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号の規定により議会の議決をお願いするものである。契約金額は 1 億 9,440 万円だ。契約の相手方は、株式会社日本建機だ。平成 28 年 4 月 13 日、制限つき一般競争入札により入札公告を行い、平成 28 年 5 月 17 日開札し、別紙のとおり仮契約を締結している。入札結果については、添付資料の 1 のとおりとなっている。次に、解体工事の概要についてご説明をさせていただく。添付資料 2 をごらん願う。本工事は、平成 14 年に稼働停止した貝附地内のごみ処理場 2 施設の解体工事になる。1 つは、昭和 49 年竣工の処理規模 25 トンの処理場にな

る。もう一つは、昭和 61 年竣工の処理規模 30 トンの処理場になる。工事の施工に当たっては、一般廃棄物の焼却施設であることから、ダイオキシン類の飛散防止対策等現行法令に規定される公害防止基準等を遵守し、周辺地域の生活環境に十分配慮し、万全に万全を期して工事が行われる。工事期間は、平成 29 年 6 月 1 日までを予定している。なお、本工事に係る予算については、平成 28 年 3 月議会において継続費について議決をいただいている。以上でご説明を終わらせていただく。

(質 疑)

小林 重平 ちょっと確認しておきたいのだが、この荒川郷のやつは関川村との一部事務組合の施設だったのだけれども、係る経費について関川村からも負担あるのか。

環境 課長 関川村からの負担も発生する。

山田 勉 入札の結果を見ると、大体 1 億 8,000 万前後なのだ。最低金額を決めて入札されたのか。それとも、あくまでもそのまま・・・

(何事か呼ぶ者あり)

環境 課長 最低価格等は公表していない。

小杉 和也 これ、解体していくときに近隣の方々というのか、その辺に対しての説明的なものというのは順序立てて今までやってきたのか、いかがか。

環境 課長 具体的にはこの 4 月に近隣集落への周知ということで、関川村、貝附集落、大島集落への周知をしている。工事開始の前には、また今度事業者を含めた形での周知を行っていく予定にしている。

小杉 和也 公害防止基準に沿ってということだったけれども、この廃棄物とかは、解体した後のものというのどこかにやってくれというような指示みたいなのは全然なくて、どこに行くのか、解体したものに関しては。

環境 課長 発注の発注者側としては、ここに処理してくださいという仕様にはなっていない。法の中で適正に産業廃棄物として処理するように仕様になっている。

小杉 和也 ちなみに、その辺のところというのは行政のほうではつかんでいないか。もう業者さん任せみたいなどころがあるか。

環境 課長 仮契約であるので、本契約締結後、業者さんのほうから案が出てくるので、それを確認して承認していくという流れになっている。

小林 重平 いつもそうなのだけれども、増嵩というのはあり得ると思うのだけれども、今のところはそういうのはあれか。実際工事やっていると、必ず村上市の場合は増嵩が出てくるものだから・・・

(何事か呼ぶ者あり)

小林 重平 出ていたから、今まで。今はわからないのだろうけれども、工事進めている間にまたこういうことで増嵩というのが出てきて、今まで過去の例からいけば工事関係かなり出ているものね。いや、ふえることはいいことだ、業者もうかるのだから。

環境 課長 このたびの発注については、性能発注方式ということで、大幅にこれが誰が見ても工事変更、契約金額を変更しなければいけないという場合に限り変更はあり得るけれども、通常は変更しないものということで理解している。

竹内喜代嗣 お伺いする。約2億近い金額の発注になるのだが、この工事はダイオキシン対策の工事というのは専門業者に恐らくなるかとは思うのだが、なるべくその下請等には地元の企業、会社を使うようにということが求められるかと思うが、その辺はどうなっているか。どこかにもう、県外業者に丸投げなんてことにはならないことを願うが、お願いする。

(「地元がやるんでしょ」と呼ぶ者あり)

環境 課長 このたびは、おっしゃったようにダイオキシン類の関係あるので、ダイオキシン類曝露防止対策要綱の対象工事の経験を有しているダイオキシン類作業識者、またダイオキシン類特別教育インストラクターの資格を有する者を常駐させることになるので、その方が市内におられるのであればその方を使っていたきたいと思うけれども、その資格のほうを優先させていたきたいと思う。

竹内喜代嗣 なるべく下に下がっていくかと思うのだが、地元業者を使うように要請していただきたいのだが、いかがか。

環境 課長 請負者そのものが地元の日本建機さんであるので、その辺は大丈夫かと思う。

尾形委員長 では、私からいいか。

(副委員長、委員長と交代)

尾形 修平 これ、当初予算は1億5,800万の予算だったけれども、今回の契約金額見ると約4,000万ぐらいふえているというその要素というのはどういうことなのか。

環境 課長 このたびこの工事継続費になっているので、予算については平成28年度予算になっている。今回の金額は、本年度と来年度合わせた総体の金額ということでお願いする。

尾形 修平 この解体後、その残地利用というか、その辺は考えているのか。

環境 課長 今のところは特段これという残地利用のほうは考えていないけれども、何らかの利用をしていきたいなどは今後検討するものと思っている。

(委員長、副委員長と交代)

[委員外議員]

本間 善和 このダイオキシン、それからアスベストという処理という格好で書いてあるけれども、設計上にはどんなボリュームというのだから、数字で書いてあるのか、この金額をはじき出すときに。

環境 課長 先ほども申し上げたけれども、性能発注方式であるので、設計上というのはないわけで、ダイオキシンのこの部分のものをこういう形で処理しなさいということで、幾らになるかという発注の仕方である。

- 本間 善和 先ほど残地の計画云々の話出ただけけれども、この残地について、取り壊し終わって整地までやるという格好での話は説明でわかったのだけれども、その跡地の地質調査みたいなのは入っていないのか。
- 環境 課長 やる前、やっている間、やった後、これはダイオキシン関係は調査するような仕様になっている。
- 本間 善和 ちょっと今の答えになっていなかったの、もう一回聞きたいのだけれども。
- 尾形委員長 地質というのだ。地質というか、土壌だろう、土壌調査。
- 環境 課長 土壌調査のほうは、やった後実施するものである。
- (「入っている」と呼ぶ者あり)
- 本間 善和 入っているということだね、確認だけれども。
- 環境 課長 この請負の中には入ってある。
- 小田 信人 この荒川の2つの処理場に関して、1億8,000万ということでできるということは了解したが、朝日のほうは引き続きこれでき次第解体する予定にあるのかどうかお伺いする。
- 環境 課長 引き続きというか、具体的な年度までは確定していないけれども、引き続き朝日のほうも解体する方向になっている。
- 小田 信人 引き続きというのは、これ終わったらすぐ朝日のほうの解体にやるということか。それとも、二、三年間を置くということか。
- 環境 課長 調査とかいろいろあるので、それは引き続き入っていく。だから、すぐ解体ということではないけれども、その間事前の調査等を経て解体という形になるかと思う。

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第99号は、起立全員にて原案可決すべきものと決定した。

○以上で当委員会に付託された案件の審査を終了し、本委員会の報告を委員長に一任することを決め閉会する。

委員長（尾形修平）閉会を宣する。

(午前10時20分)